主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由は末尾添附の別紙記載のとおりであるが(一)五ヶ年の小作契約だという事実は原審の認めない処であり、原審の認定した事実によれば「正当に解除されたものといえない」とした原審の判断を不当とすることは出来ない。(二)原審は上告人の一方的解除と認めたのではない、合意による有効な解除の場合でも買収出来るのである。(三)本件の如く協定が理由となつて買収計画が取消された場合、協定の不履行があつたときは再び買収計画をしても違法ではない。(昭和二六年(オ)第四三二号同二八年三月三日当裁判所判決参照。)その他論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎